

鯉ヶ沢町の給与・定員管理等について

☆公表様式は、全国統一となっております。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

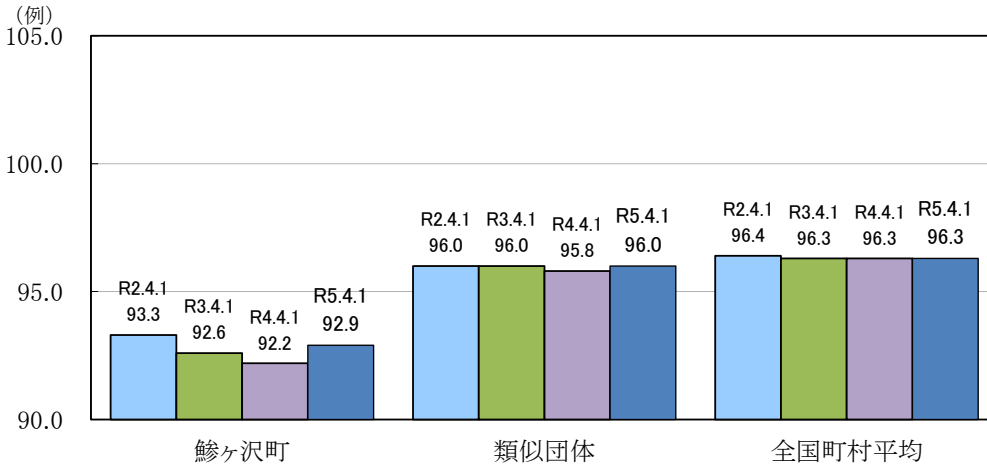
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 令和3年度の人件费率
	人	千円	千円	千円	%	
令和4年度	8,981	8,153,028	235,613	1,135,841	13.9	14.6%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	106	397,757	49,311	154,164	601,232	5,672	5,523	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考地」は国家公務員の時的限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

鯉ヶ沢町では人事委員会を設置していないため、省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 初任層に係る号給の引下げなし、最高号給を最大4%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

鯉ヶ沢町では地域手当の制度を導入していません。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)
 単身赴任手当について、国と同様に見直し実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

令和4年度の期末勤勉手当支給率については、対国比0.10月を減額している。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鱒ヶ沢町	43.9 歳	312,216 円	354,446 円	332,801 円
青森県	42.7 歳	309,400 円	370,584 円	337,834 円
国	42.4 歳	322,487 円	404,015 円	- 円
類似団体	41.2 歳	299,802 円	357,065 円	328,615 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
鱒ヶ沢町	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち 用務員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うちその他技能労務職	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
青森県	53.4 歳	230 人	301,000 円	335,759 円	318,474 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	329,178 円	— 円	—	—	—	—
類似団体	51.6 歳	3 人	277,471 円	304,422 円	292,093 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
鱒ヶ沢町	— 円	— 円	—
うち 用務員	— 円	— 円	—
うちその他技能労務職	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鱒ヶ沢町	— 歳	— 円	— 円
青森県	47.5 歳	374,200 円	413,529 円
類似団体	39.5 歳	275,140 円	307,417 円

④福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鱒ヶ沢町	— 歳	— 円	— 円	— 円
青森県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	44.2 歳	337,885 円	387,943 円	— 円
類似団体	40.3 歳	280,253 円	316,174 円	297,971 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	鱒ヶ沢町	青森県	国	
一般行政職	大学卒	191,700 円	191,700 円	185,200 円
	高校卒	158,900 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	151,900 円	151,900 円	— 円
	中学卒	140,000 円	140,000 円	— 円
看護・保健職	大学卒	221,500 円	— 円	— 円
	短大3卒	213,200 円	— 円	— 円

※給与改定前の額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	237,200 円	300,300 円	356,200 円	381,500 円
	高校卒	215,600 円	312,700 円	367,600 円	388,200 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
看護・保健職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(注) 1 経験年数については、該当者が僅少のため、近似的階層(各々前後1年)を含んでおります。

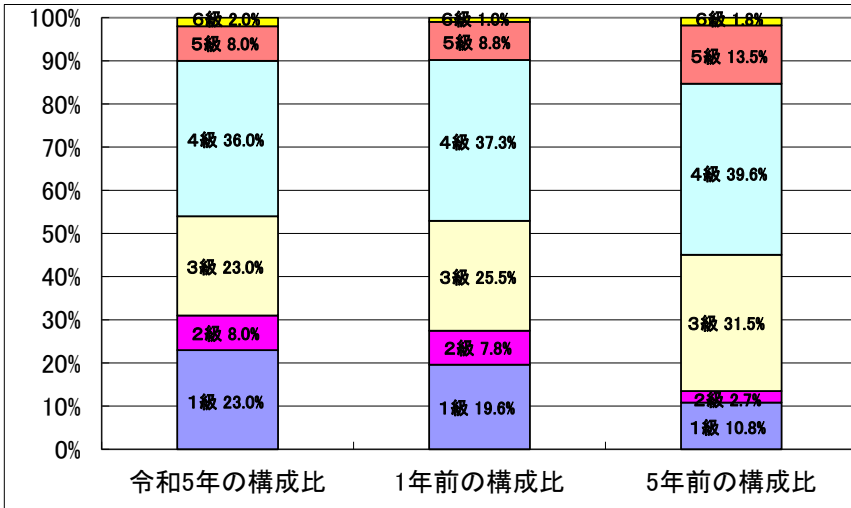
2 技能労務職、教育職及び看護・保健職については、該当者が僅少又は皆無により、割愛しております。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和5年4月1日現在)

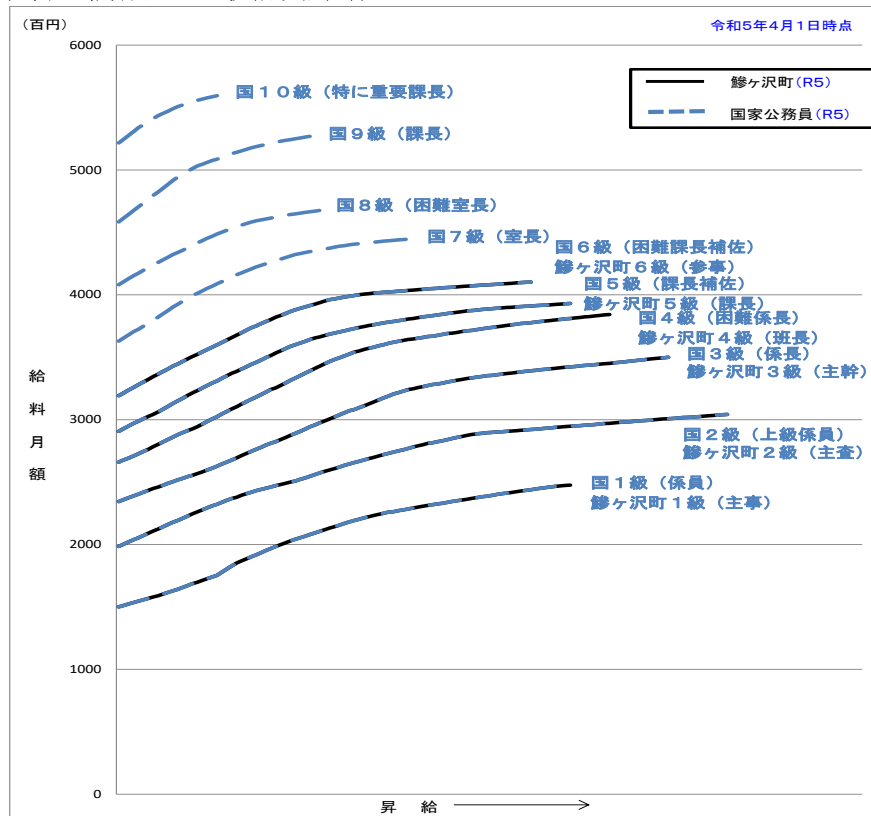
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、主事補	23 人	23.0 %	150,100 円	247,600 円
2 級	主査	8 人	8.0 %	198,500 円	304,200 円
3 級	主幹、副主幹	23 人	23.0 %	234,400 円	350,000 円
4 級	班長、総括主幹	36 人	36.0 %	266,000 円	384,200 円
5 級	課長、副参事	8 人	8.0 %	290,700 円	393,000 円
6 級	参事、総務課長	2 人	2.0 %	319,200 円	410,200 円

(注) 1 鯉ヶ沢町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（鯉ヶ沢町）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員	一般職員		
イ. 人事評価を活用している	○	○		
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△	○	△	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鯉ヶ沢町	青森県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,462 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,605 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・平成20年12月より加算割合不適用	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（鯉ヶ沢町）

令和5年度中における運用	管理職員	一般職員		
イ. 人事評価を活用している	○	○		
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	△	○	△	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

鯉ヶ沢町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 ・調整額	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 ・調整額
職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額(月額0円～43,350円)を基本額に加算する。	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)
(退職時特別昇給 制度なし)	(退職時特別昇給 制度なし)
1人当たり平均支給額 17,153 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

鯉ヶ沢町では地域手当の制度を導入していません。

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		1 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		200 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		3.7 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	伝染病防疫作業に従事した職員	救護・処理・防疫作業	1 千円	日額200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	8,778 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	77 千円
支給実績(令和4年度決算)	16,598 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	148 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3・令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同	-	13,101 千円	284,804 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け一定額を超える家賃を支払っている職員に支給	同	-	4,021 千円	268,066 円
通勤手当	通勤の交通費及び自動車等による場合に支給	異	青森県と同様	6,027 千円	77,269 円
管理職手当	管理職の地位にある職員	異	支給額	2,280 千円	253,333 円
宿日直手当	宿直・日直業務の職員	同	-	537 千円	4,400 円
寒冷地手当	寒冷地に在職する職員	同	-	6,746 千円	65,495 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

給料	区分	給 料		月 額		等
		707,000 円	(円)	860,000 円	518,500 円	
報 酬	市 区 町 村 長	707,000 円	(円)	860,000 円	518,500 円	(参考)類似団体における最高/最低額
	副 町 長	565,000 円	(円)	700,000 円	456,000 円	
	議 長	245,000 円	(円)	400,000 円	230,000 円	
報 酬	副 議 長	210,000 円	(円)	314,000 円	182,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額
	議 員	200,000 円	(円)	290,000 円	165,000 円	
	町 長	(令和4年度支給割合)	2.85			
期 末 手 当	副 町 長	(令和4年度支給割合)	2.85	月分		
	議 長	(令和4年度支給割合)	2.85			
	副 議 長	(令和4年度支給割合)	2.85	月分		
	議 員	(令和4年度支給割合)	2.85			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	707,000×45.5/100×在職月数	(1期の手当額)	15,440,880	(支給時期)
	副 町 長	(算定方式)	565,000×26.5/100×在職月数	(1期の手当額)	7,186,800	(支給時期)
	備 考					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

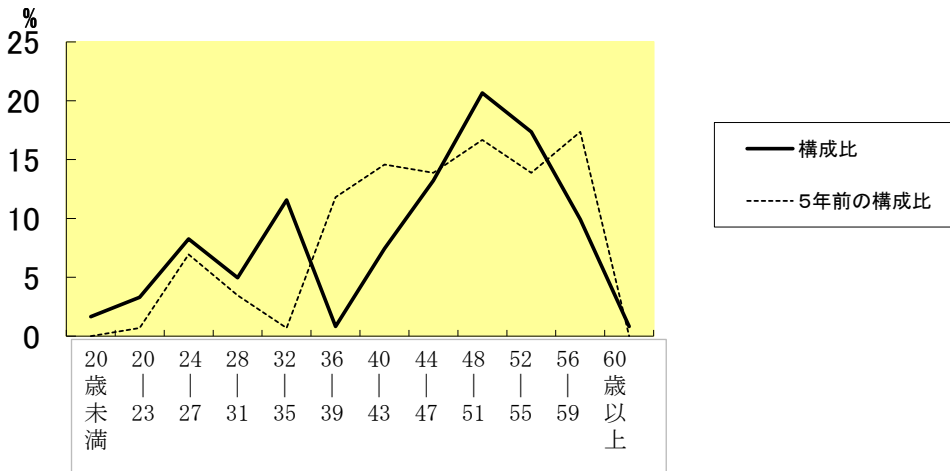
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	令和4年	令和5年			
普通会計部門	議会	2	2	0	業務体制の変更による 業務兼務による職員減 再任用短時間勤務職員配置による 業務強化による 業務減少による 業務増加による
	総務	35	35	0	
	税務	5	6	1	
	民生	16	15	△ 1	
	衛生	6	5	△ 1	
	農林水産	11	12	1	
	商工	7	6	△ 1	
	土木	10	11	1	
	計	92	92	0	
教育部門	17	14	△ 3	業務兼務及び再任用短時間勤務職員配置	
消防部門					
小 計	109	106	△ 3	<参考> 人口1万当たり職員数 118.03 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 158.93 人)	
公営企業計等部門	病院			0	業務減少による
	水道	5	5	0	
	下水道			0	
	その他 (国保・介護・後期)	12	10	△ 2	
小 計	17	15	△ 2		
合 計	126	121	△ 5	<参考> 人口1万当たり職員数 134.73 人	
	[160]	[160]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	4人	10人	6人	14人	1人	9人	16人	25人	21人	12人	1人	121人

(3) 職員数の推移 (令和5年4月1日現在)

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4		
一般行政	108	106	102	99	95	92	▲16	(▲17.4%)
教育	17	16	16	19	16	14	▲3	(▲21.4%)
消防								(%)
普通会計計	125	122	118	118	111	106	▲19	(▲17.9%)
公営企業等会計計	19	18	18	18	18	15	▲4	(▲26.7%)
総合計	144	140	136	136	129	121	▲23	(▲19.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
令和4年度	千円 245,604	千円 28,194	千円 44,313	% 18.0	% 17.0

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
令和4年度	人 5	20,691	1,925	8,685	31,301	6,260	6,017,930

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

令和4年度の期末勤勉手当支給率については、対国比0.10月を減額している。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鯉ヶ沢町水道事業	48.6歳	357,750円	566,450円
市町村平均	45.7歳	335,310円	500,619円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鯉ヶ沢町水道事業		鯉ヶ沢町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)	
1,737千円		1,462千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40月分	1.90月分	2.40月分	1.90月分
(-)月分	(-)月分	(1.35)月分	(0.90)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~15%	
・平成20年12月より加算割合不適用		・平成20年12月より加算割合不適用	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和5年4月1日現在)

鯉ヶ沢町水道事業			鯉ヶ沢町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.670月分	24.58688月分	勤続20年	19.670月分	24.58688月分
勤続25年	28.040月分	33.2708月分	勤続25年	28.040月分	33.2708月分
勤続35年	39.758月分	47.71月分	勤続35年	39.758月分	47.71月分
最高限度額	47.71月分	47.71月分	最高限度額	47.71月分	47.71月分
・調整額			・調整額		
職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額(月額0円~43,350円)を基本額に加算する。			職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額(月額0円~43,350円)を基本額に加算する。		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)		
(退職時特別昇給 制度なし)			(退職時特別昇給 制度なし)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
—千円			17,153千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

鯉ヶ沢町では地域手当の制度を導入していません。

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	0.0 %			
手当の種類(手当数)	0			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
			0 千円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	123 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	31 千円
支給実績(令和4年度決算)	155 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	39 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3・令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含むが、会計年度任用職員は除く。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同		774 千円	155 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け一定額を超える家賃を支払っている職員に支給	同		294 千円	59 円
通勤手当	通勤の交通費及び自動車等による場合に支給	同		67 千円	14 円
管理職手当	管理職の地位にある職員に支給	同		240 千円	240 円
寒冷地手当	寒冷地に在職する職員に支給	同		393 千円	79 円